

井川町情報公開条例の一部を改正する条例

井川町情報公開条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 開示請求書は、電子情報処理組織(実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と開示請求をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して提出することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織を使用した開示決定等の通知)

第12条の2 第10条から前条までの規定にかかわらず、開示請求が電子情報処理組織により行われた場合における当該各条の通知は、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第14条中「手数料」を「費用」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。